

公立丹南病院経営強化プラン策定支援業務委託仕様書

1 業務名 公立丹南病院経営強化プラン策定支援業務委託

2 業務目的

公立丹南病院（以下「当院」という。）が、医療の質・安全を確保するとともに、公立病院として果たす役割を明確にし、総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を踏まえた「公立丹南病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）」の策定を目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令、関連計画および基準等を適切に反映遵守し、実施すること。
- (2) 受託者は、発注者と協議を行い、医療行政および病院経営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、本業務に関する責任者となる統括責任者および本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時に打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録の上議事録として提出し、相互に確認すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、発注者の担当職員と協議した上で収集するものとする。
- (5) 受託者は、業務の進捗状況に関して、発注者に定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また契約終了後においても同様とする。
- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議し、方針を確認すること。

5 委託業務の内容

(1) 現状分析と課題の把握

- ① 外部環境の分析
- ② 内部環境分析
- ③ ベンチマーク分析

近隣病院、同規模病院、同県病院とのベンチマーク分析実施

- (2) 経営強化プラン骨子の整理
 - ① 役割・機能の最適化と連携の強化
 - ② 医師・看護師等の確保と連携の強化
 - ③ 経営形態の見直し
 - ④ 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組み
 - ⑤ 施設・設備の最適化
 - ⑥ 経営の効率化等
- (3) 収支シミュレーションの実施
ガイドラインに基づき、経営強化プラン期間中の収支計画のシミュレーション実施
- (4) 経営強化プラン作成支援業務
上記(1)から(3)を踏まえ内容を取りまとめ、経営強化プランを作成する。
- (5) その他
業務遂行において専門的な意見や事例等、必要に応じ提案・提供すること。

6 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成の上、発注者の承認を得て業務計画書として提出を行う。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること
 - ① 業務内容
 - ② 業務実施方針
 - ③ 業務詳細工程
 - ④ 業務実施体制および組織図
 - ⑤ 本業務に携わる責任者、主任担当者およびその他従事者の一覧
 - ⑥ 本業務に係る協力者がある場合は、協力者の概要および業務従事者の一覧
 - ⑦ その他発注者が必要とする事項
- (3) 上記(2)に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書で提出し承認を受けること。

7 成果品

- (1) 本業務の成果品は次のとおりとする。印刷物の書式、成果品のデータ方式および提出方法等については、発注者と協議の上決定する。なお、提出部数は、印刷物を各2部およびデータを各1部とする。
 - ① 公立丹南病院経営強化プラン（本編・資料編・概要版）
 - ② 作成資料等
 - ③ 打合せ記録簿
 - ④ その他参考資料
- (2) 本業務における成果品の著作権および所有権は、委託料の支払完了と同時に受託者から委託者に帰属する。なお、本業務における成果品を当院の許可なく他に公表、

複製、貸与等してはならない。

8 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、発注者はそれまでの成果の全部または一部を使用することができるものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術および人格を有したスタッフを配置し、誠実に契約内容を履行すること
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受託者双方協議の上、決定するものとする。